

森林環境保全整備事業請負契約書

(案)

- 1 事業名 森林環境保全整備事業(育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり)
- 2 事業場所 加子母裏木曾国有林1い林小班
- 3 請負予定数量 別紙事業内訳書のとおり。
- 4 事業期間 契約締結日翌日から
令和9年2月17日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり。
- 5 請負予定金額 ¥ —
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 ¥ —)

- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 6回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注)国庫債務負担行為に係る契約にあつては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

1) なし。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 岐阜県中津川市付知町8577-4
分任支出負担行為担当官
氏名 東濃森林管理署長 渡部 謙太

請負者 住所 ○○○○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○ ○○○○

事業内訳書

国有林名	加子母裏木曾		育成受光伐	
林小班	1い			
伐採種	育成受光伐		計	
伐採方法	定性間伐			
面積 (ha)	10.95		10.95	
伐採率 (%)	33%			
林齢	119			
事業期間	令和9年2月17日			
保安林種	水源かん養保安林			
樹種	本数	材積 ^{m³}	本数	材積 ^{m³}
スギ				
ヒノキ	1,443	2,362.83	1,443	2,362.83
その他N				
その他L				
合計	1,443	2,362.83	1,443	2,362.83
予定数量	1,840		1840	

予定数量に同時販売材は含まれない

請負に付する事業及び内訳

事業所名		西股森林事務所	
事業名		森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）	
事業場所		加子母裏木曾国有林	
材種		1い林小班	
材種		素材	
検査区分		生産完了	中間工程
予定数量	数量 (m ³)	1,840	
完成期限		令和9年2月17日	
作業工程及び数量		伐倒 集材 造材 運材（委託販売） 運材 システム材 山元 システム材	2,363 m3 1,840 m3 1,840 m3 1,050 m3 420 m3 370 m3
その他		育成受光伐 10.95ha 素材の品質区分により、販売方法の変更があります。	

請負に付する事業及び内訳

1. 事業名 森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）
2. 数量の確認
 - (1) 検査場所
いずれも所定の作業が完了した箇所とする。
 - (2) 検査方法
生産及び造林作業完了工程については、甲の命じた検査職員が契約書、契約約款、仕様書に基づき行うものとする。
3. 作業順序
作業は提出された事業計画表に基づき行うものとする。
なお、細部については、別途監督職員が指示する。
4. 採材寸法
別紙 造材寸法書に準ずるものとする。
なお、需要動向に応じた造材寸法については、別途指示する。

特記仕様書

1 伐採方法等

- (1) 定性間伐を基本とし、具体的には監督員の指示に従うものとする。
- (2) 伐倒木の伐採高は根際とし、残存立木を損傷しないように留意すること。
- (3) 伐倒木の処理について
 - ① かかり木となった伐倒木は、できる限り外し倒伏させること。
 - ② 打出し木や枝条等の林地残材の転落防止等に努めること。
 - ③ 歩道及び林道付近では、通行に支障のないよう伐倒木を取り除くこと。
- (4) 事業区域内に生育する天然有用樹については、作業に支障のないもの、植栽木（将来優良木）の成長を阻害しないと思われるものについては残存させるものとし、具体的には監督員の指示によること。
- (5) つるは、確実に除去すること。

2 実行管理

- (1) 白川付知林道においては、一般車両の通行があるため伐採及び集材時期は十分に打ち合わせ地域住民等の安全に留意すること。一般者の入林規制等安全対策を講じること。また、必要に応じて誘導員を配置すること。
- (2) ヘリコプターの集材においては、ヘリコプター集材作業仕様書、ヘリコプター集材作業要領、ヘリコプター集材に関する施設の設置等に基づき実施すること。
- (3) ヘリコプター集材の荷卸土場は4に林小班とする。
- (4) 高齢級材の取り扱いは、伐倒～運材まで品質が低下しないよう注意を怠ること。また、基本的には造材寸法書により造材することとするが、一部で長尺材等の指示をするため、造材し指定された場所へ運搬すること。
- (5) 素材運搬等については、貨物自動車運送事業法を遵守すること。
- (6) 故意又は過失その他請負事業者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失又は損傷した場合には森林管理署長の指示することに従い、その物件の代金を納付し損害を賠償しなければならない。
- (7) 市道等公道を運行する際は、各道路規格に基づき運行するとともに、運搬等による路面の損傷等が発生しないよう対策を講じること。また、国有林外の林道上部に通る送電線等、運搬に支障のある場合は、乙の負担により保護等を実施し運搬に影響のないよう事業実施をすること。万が一損害等が発生した場合は乙による修繕等を行うものとする。

3 その他

- (1) 法令制限林の伐採許可・作業許可等の協議が必要なため計画的な事業実行に努めること。法令制限林の協議が整うまで該当地は着手出来ないものとする。
- (2) 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業の実行の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めること。乙の責により汚濁等が発生した場合は、乙において汚濁等の除去及び防止並びに下流の関係者への説明を遅滞なく講じること。
- (3) 付加価値を付けた有利販売をするため、山土場等に材を滞留させることのないよう新鮮材供給に努めること。
- (4) 発注者又は発注者が指定する第三者が行う会議、現地検討会等の開催については、監督員と調整のうえ協力すること。
- (5) 他事業と競合する場合は現場代理人同士調整を図ること。
- (6) 本事業は、国土強靱化対策事業であるため、工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信すること。

上記によりがたい場合は、監督員の指示に従うものとする。

特記仕様書 (林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書(森林作業道作設)及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書(森林作業道作設)を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき理由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書

(国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについて)

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとする。

1 工事看板の記載内容

工事看板に事業内容及び国土強靱化対策事業であることを簡潔に記載する。

記載文章例
健全な森林づくりのため間伐を行っています 国土強靱化対策事業

2 留意事項

製品生産事業中部森林管理局仕様書により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要。

これまで設置していた看板等に、文章を追加することとする。

特記仕様書

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日(気象庁が公表している地上気象観測所等の気温)又は暑さ指数(WBGT値)が25度以上の日(環境省が公表している観測地点の暑さ指数)。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない(事業期間には不稼働日も含む)。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT値)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則(昭和27年運輸省令第101号)第1条の3の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又はJISB7922に準拠した電子式湿球黒球温度指数計(精度区分クラス2以上)により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※ ※補正係数は1.2とする。$$

特記仕様書

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に扱うものとする。
 - ①衛星携帯電話事業者名
 - ②衛星携帯電話サービス名
 - ③衛星携帯電話及びこれに関連する機器類(以下「使用端末等」という。)
 - ④利用料金
 - ⑤利用期間(○月○日～○月○日まで)
 - ⑥本事業以外の事業への供用の有無
他事業名(署名・物件名)
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。

造材寸法書

東濃森林管理署

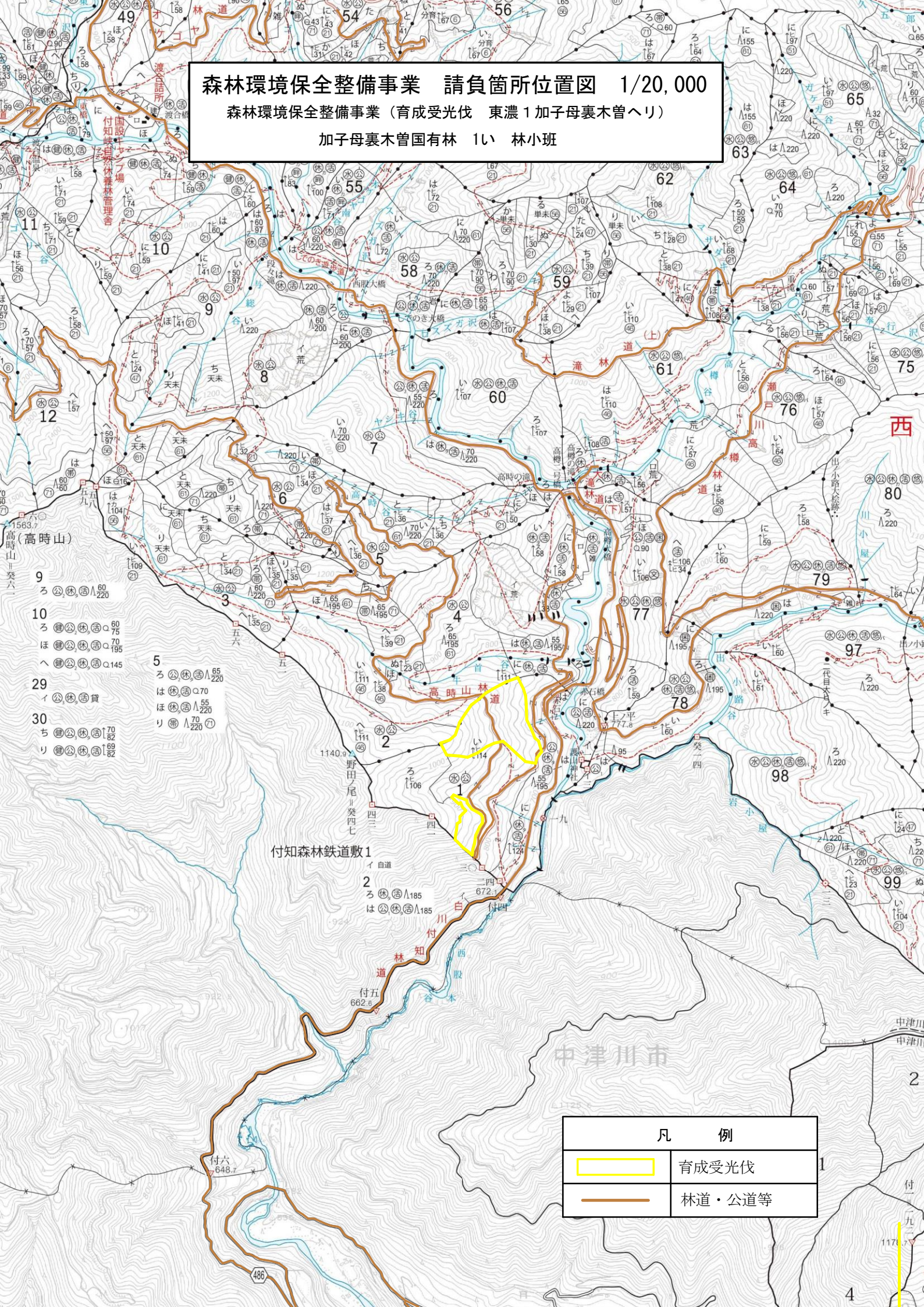
樹種	優先順位	長級 m	径級cm	適用	用途
スギ	1	5.0	30上	通直良材元玉	割柱等
	2	4.0	22上		一般建築用材
	3	3.0	16上		柱適材
	4	4.0	16上		
	5	2.0			〃
ヒノキ	1	6.0	16上	通直良材	大黒柱・通し柱
	2	4.0	24上	通直良材	一般建築用材
	3	3.0	14~22		柱適材
	4	4.0	13下		一般建築用材
	5	2.0			〃
サワラ	1	4.0	20上		一般建築用材
	2	2.0			〃
カラマツ	1	4.0	16上		一般建築用材
	2	2.0			〃
*原則4 m採材とするが、市況等により別途指示					
その他L	1	4.3	30上	通直良材	一般建築用材
	2	2.1	20上		〃
採材最小径	人工林 N 6 cm L 6 cm				
延寸	人工林 10 cm 元特殊延寸は60 cm未満				
特殊採材	その都度指示				
これによりがたい場合は、別途指示による。					

令和6年2月1日適用

森林環境保全整備事業 請負箇所位置図 1/20,000

森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へり）


加子母裏木曾国有林 1い 林小班



- 9 ろ 公(林)活△60
- 10 ろ 公(林)活△60
- ほ 公(林)活△70
- へ 公(林)活△145
- 29 イ(林)活賞
- 30 ち 公(林)活△170
- り 公(林)活△162
- り 公(林)活△182

- 5 ろ 公(林)活△65
- ほ 公(林)活△70
- は 公(林)活△55
- り 公(林)活△220

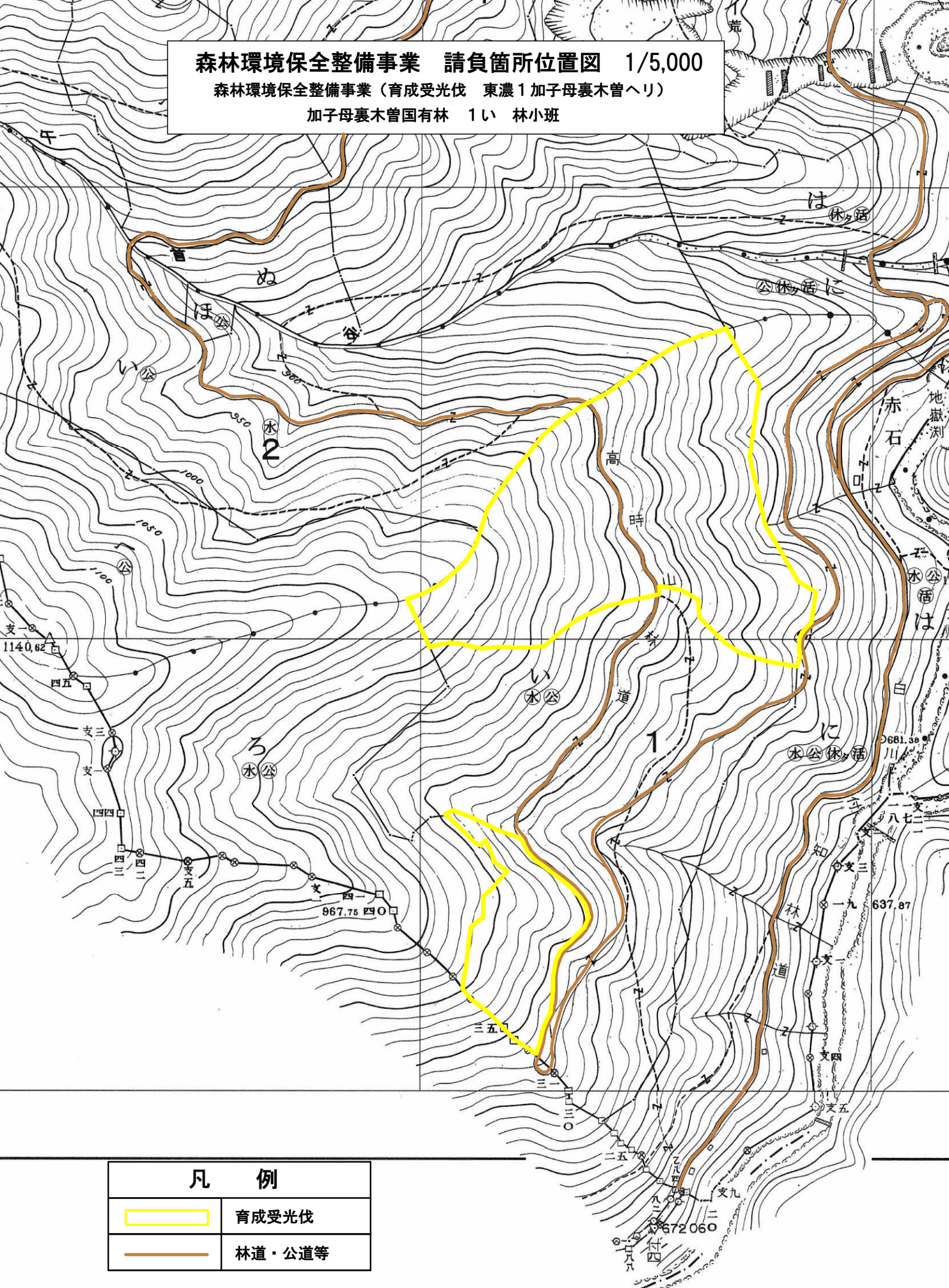
付知森林鉄道敷
1 イ 自道
2 ろ 公(林)活△185
は 公(林)活△185

凡 例	
	育成受光伐
	林道・公道等

森林環境保全整備事業 請負箇所位置図 1/5,000

森林環境保全整備事業（育成受光伐 東濃1加子母裏木曾へリ）

加子母裏木曾国有林 1い 林小班



凡 例



育成受光伐



林道・公道等